

♡ 要点まとめ（第26回_障害者に対する支援と障害者自立支援） ♡

●障害児・者の定義（問題56） 国試ナビ（社2023）P.92~/（社2024）P.94~/（社2025）P.104~🔍

◇ 障害者

障害者基本法：身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

障害者差別解消法：障害者基本法と同じ

障害者虐待防止法：障害者基本法と同じ

障害者権利条約：長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるもの

障害者総合支援法：18歳以上の身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む）、難病による障害があるもの

◇ 障害児

児童福祉法：身体、知的、精神に障害のある児童（発達障害者支援法に規定する発達障害児を含む）、または難病等のある児童 ※児童=18歳未満

◇ 身体障害者

身体障害者福祉法：別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの

◇ 知的障害者⇒法律上の規定なし👉

◇ 精神障害者

精神保健福祉法：統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者

◇ 発達障害者

発達障害者支援法：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの

●おまけ：社会的障壁の定義🔍

- ・障害者基本法：日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
- ・障害者差別解消法：障害者基本法と同じ

●障害者福祉に関する歴史（問題57） 国試ナビ（社2023）P.361/（社2024）P.367/（社2025）P.377🔍

〔身体障害者〕

元々は軍人の士気をあげる目的で、傷痍軍人に対して至れり尽くせり…とも言われる制度があった（仮に戦争で負傷しても国が助けてくれるから、安心して戦おう！という気持ちにさせることが目的👉）

⇒戦後、GHQによる“非軍事化”のために、**全ての身体障害者へ拡充（1949年 身体障害者福祉法）**

〔精神障害者〕 国試ナビ（精2023/2024）P.230~🔍

1900年 精神病者監護法：監護義務者（家族）による私宅監置が原則👉

1950年 精神衛生法：私宅監置廃止👉

1987年 精神保健法：精神衛生法から改称。任意入院制度の創設。

1995年 精神保健福祉法：精神保健法から改称。4回の改正を経て、現行法。

●障害者福祉の歴史（問題 57） 国試ナビ（社 2023） P.361 / （社 2024） P.367 / （社 2025） P.377

* 日本 *

- 1970年 心身障害者対策基本法 成立
- 1993年 心身障害者対策基本法 改正
 - 障害者基本法へ改称
 - 精神障害者も対象に☺
 - 国の障害者計画策定を義務化
 - 政府から国への報告書（障害者白書）提出
- 2004年 障害者基本法 改正
 - 障害者の差別禁止を明文化（具体的な内容なし）
 - 県、市の障害者計画策定を義務化
 - 障害者本人の「自立への努力」…削除
 - 行政が重度障害者を「終生にわたり保護」…削除
- 2011年 障害者基本法 改正
 - 共生社会の実現 ・手話などの非音声言語＝言語
 - 「合理的配慮」の概念
 - 社会モデルに基づく障害者の概念
 - 障害者の定義拡大（**その他の**心身機能障害…）

障害者虐待防止法 成立 ※病院、学校は適用外

 - 家庭、福祉施設、職場での、
養護者、職員、事業主等による、
身体的/性的/心理的/経済的虐待とネグレクト☹
 - 市町村障害者虐待防止センター（委託可）
 - 都道府県障害者権利擁護センター（委託可）
- 2012年 障害者優先調達推進法 成立
 - 公的機関は障害者就労施設等から積極的に買う！
 - ※買ったことと、障害者を雇ったこと（障害者雇用促進法における障害者の雇用率）は無関係☺
- 2013年 障害者基本法 改正
 - 「障害者差別の禁止」を具体化

↓

障害者差別解消法 成立

 - 障害者…社会モデルに基づく理解
 - 合理的配慮をしない＝障害者差別
 - 行政⇒合理的配慮の提供義務！
 - 民間⇒合理的配慮の提供は努力義務！

障害者雇用促進法 成立

 - 雇用分野での差別禁止を推進
 - 障害者の法定雇用率を規定
⇒国などの行政＞教育委員会＞民間企業
精神障害者（手帳所持者のみ）も算定可✳
- 2021年 障害者差別解消法 改正（3年以内に施行）
 - 民間⇒R6年4月～合理的配慮の提供義務！
（ただし、過度の負担にならない範囲で）

* 世界 *

- 1976年 「1981年を国際障害者年に！」
(by 国連)
- 1981年 国際障害者年「完全参加と平等」
- 2007年 障害者権利条約 署名
 - ⇒ 障害者差別への具体的な対策
 - 合理的配慮という概念の欠如
 - 教育や就労等における平等や包摂等に関する日本国内の法律が未整備…

「守ろうと思う」という意思表示
- 2014年 障害者権利条約 批准
 - 法律としての効力を発揮✳

●障害者総合支援法にいたるまで（問題 57）

⇒超基本的な事柄ですので、きちんと整理&理解しておきましょう🙏

2003年 支援費制度…措置から契約へ切り替えた最初の制度。

在宅サービスと、通所や入所などの施設サービスという2本立て🙏

精神障害者などは対象外😞利用者急増で予算不足深刻化😞🙏

2005年 障害者自立支援法…早々と破綻した支援費制度に代わって成立。

応益負担（経済力に関係なく一律の自己負担金が生じること）により、
経済的な理由からサービスの利用控えが問題視され、生存権をめぐって
の違憲訴訟へ🙏🙏🙏

当事者やその家族を過半数とする「**障がい者制度改革推進会議**」が発足（内閣府）
障害者自立支援法の改正、障害者権利条約に向けた様々な国内法（障害者基本法改正、障害者差別解消法、障害者雇用促進法 etc…）の整備に向けた話し合い🙏🙏🙏

2012年7月に解散…ですが、この会議で決まった障害者基本法の改正により、障害者基本法の「**障害者政策委員会**」へと引き継がれました😊（今もある！）
「**障害者政策委員会**」の**構成メンバーの過半数は障害当事者またはその家族**とすることが、障害者基本法で定められています！

2012年 障害者総合支援法…障害者自立支援法の名称と共に中身も改正され、現行法へ。

●いろいろな専門職～障害者総合支援法 Ver.～（問題 58）

⇒なんか似たような用語があるんです🙏

🏠相談支援専門員（国試ナビ（社2023）P.330/（社2024）P.336/（社2025）P.340🙏🙏）
…相談支援事業所で計画の作成やサービスの利用調整をする人

🏠サービス提供責任者（国試ナビ（社2023）P.212/（社2024）P.220/（社2025）P.224🙏🙏）
…訪問介護（介護保険）や居宅介護（障害者総合支援法）の事業所で介護計画をつくる人

🏠サービス管理責任者（国試ナビ（社2023）P.212/（社2024）P.220/（社2025）P.224🙏🙏）
…障害福祉サービス事業所で個別支援計画をつくる人

このページは要チェック🙏🙏

●障害者総合支援法（問題 59、60、61）

⇒様々な科目で横断的に取り扱われますので…しっかりめに理解しておきましょう☺!

給付の種類：国試ナビ（社2023）P.102~/（社2024）P.106~/（社2025）P.120~🔍✦

*介護給付…現状維持のために期限なく使うことの出来るサービス（という私のイメージ…☺👩）

*訓練等給付…ステップアップも視野に入れて使うサービス（という私のイメージ…☺👩）

【👉全体像】

障害者総合支援法		地域生活 支援給付
<p>自立支援給付</p> <p>介護給付 赤字：18歳未満も利用可</p> <p>〜〔給付内容〕〜</p> <p>居宅介護（介護、家事） 行動援護（行動障害がある人へ） 同行援護（視覚障害者） 重度訪問介護（重度の肢体不自由、常時介護を要する人、育児支援含む） 重度障害者等包括支援 生活介護（創作活動など） 療養介護（医療的ケア+常時介護） 短期入所 施設入所支援</p> <p>〜</p> <p>●要区分 ●原則 1割自己負担（所得による上限あり） ●9割は介護給付費⇒国 1/2、県 1/4、市 1/4</p>	<p>計画相談支援</p> <p>●特定相談支援事業者（市町村が指定） ●サービス利用支援 福祉サービスを初めて利用する時の計画作成 ●継続サービス利用支援 福祉サービスを利用中の人の計画見直し ●利用料の自己負担なし⇒全て計画相談支援給付費 （国 1/2、県 1/4、市 1/4）</p>	<p>市町村 〔必須〕 成年後見制度利用支援/日常生活用具給付/地域活動支援センター etc…</p> <p>〔任意〕 福祉ホームの運営 etc…</p>
<p>訓練等給付</p> <p>〜〔給付内容〕〜</p> <p>自立訓練（機能訓練/生活訓練） 就労移行支援（原則 2年） 就労継続支援（A型：雇用型/B型：非雇用型） 就労定着支援（原則 3年） 共同生活援助（グループホーム） 自立生活援助（原則 1年、訪問+相談）</p> <p>〜</p> <p>●区分不要 ●「暫定支給決定」あり ●原則 1割自己負担（所得による上限あり） ●9割は訓練等給付費⇒国 1/2、県 1/4、市 1/4</p>	<p>地域相談支援</p> <p>●一般相談支援事業者（都道府県が指定） ●地域移行支援（地域生活へ移行する人を、原則 6か月以内支援） ※家族との同居から一人暮らしを始めた人も対象 ●地域定着支援（地域生活に移行した人を、原則 12ヶ月フォロー） ●利用料の自己負担なし⇒全て地域相談支援給付費 （国 1/2、県 1/4、市 1/4）</p>	<p>都道府県 〔必須〕 専門性の高い〇〇事業</p> <p>〔任意〕 サービス管理責任者研修事業 etc…</p>
	<p>自立支援医療</p> <p>●原則 1割負担（所得による上限あり） ●更生（18歳以上、身体）/育成（18歳未満、身体） ⇒窓口・実施主体：市町村 ●精神通院（1年毎更新） ⇒窓口：市町村/実施主体：都道府県</p>	
	<p>補装具</p> <p>●義肢、車いす、ヘッドギアなどのレンタルや購入の際に給付（事前申請!） ●原則 1割自己負担（所得による上限あり）</p>	

給付までの流れ：国試ナビ（社2023）P.103/（社2024）P.107/（社2025）P.121🔍✦

👉ここをよく見て理解してくださいませ🎵🎶

*介護給付…障害支援区分の認定が必要!

*訓練等給付…自立訓練、A型、就労移行には暫定支給決定（お試し期間）がある!

利用者の負担金👛：国試ナビ（社2023）P.110/（社2024）P.114/（社2025）P.128🔍✦

*応能負担なので、本人もしくは世帯の課税状況による上限金額までは 1割負担👛